

事務連絡

平成23年3月18日

関係団体 各位

厚生労働省老健局振興課

東北地方太平洋沖地震に伴う省エネルギーへの協力について (依頼)

平素より、厚生労働行政の推進及び介護保険制度の円滑な実施に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力管内（※注1）において相当の供給力不足が発生しており、今後も厳しい電力需給の状況が続くことが予想されるほか、東北電力管内（※注2）においても計画停電を行う予定とされております。つきましては、別紙の取組を参考としつつ、省エネルギーに一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

※注1：栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

※注2：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2

(別紙)

省エネルギーに関する取組について

【空調】

- 暖房は19℃以下を目安に現在の設定より低くする。
- 暖房機器は不必要なつけっぱなしをせず、運転時間を短縮する。
- 暖房効果を高める工夫をする。
 - ・ エアコンのフィルタの清掃
 - ・ ウォームビス (暖かい服装をする)
 - ・ 夜間におけるブラインド・カーテンの使用

【照明】

- 人のいない部屋の照明は、可能な限り消灯する。
 - ・ 昼間：廊下、ロビー、エレベーターホールの照明の全消灯
 - ・ 昼間：執務室内窓側・廊下側照明の全消灯
 - ・ 夜間：安全確保のための最小限の照明に制限
 - ・ 昼休みの消灯の徹底
 - ・ 終業時の一斉消灯
 - ・ 建物の外側 (野外連絡通路灯、駐車場灯、庭園灯など) の消灯
- 照明は、省エネルギー型の蛍光灯や電球形蛍光灯、LEDを使用する。
- 広告・ネオン等の点灯をできるだけ控える。
 - ・ 点灯時間の短縮・消灯

【エレベーター・エスカレーター】

- エレベーター・エスカレーターの使用をできるだけ控える。
 - ・ エレベーターの稼働台数を概ね半分以下に
 - ・ エスカレーターの運転は必要最小限に
 - ・ 近くの階への昇降は階段を使用 (2アップ、3ダウン)

【トイレ】

- 温水洗浄便座、手洗い用電気給湯器の電源を切る。

【事務機器・電気機器】

- 事務機器やテレビの使用をできるだけ控える。
 - ・ 長時間席を離れる、使用しない場合には、こまめにPCをシャットダウンする
 - ・ プリンター、コピー機、複合機等は必要最小限のもの以外は電源を切る
 - ・ コピー、プリントアウトの量を必要最小限に
 - ・ 誰も見ていないテレビはスイッチを切る
- 冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をし、効率的に使用する。
 - ・ 詰め込みすぎない
 - ・ 冷蔵強度を適切に (強→中)

3

・無駄な開閉をやめる

○給湯器、電気ポット、コーヒーメーカー、電子レンジの電源を切り、コンセントを抜き、待機時消費電力を削減する。

【エントランス・庭】

○自動ドアの電源を切る。

○噴水や滝の運転を停止する。

【自動車】

○外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用する。

・社用車の使用抑制・効率的利用に努める。

○運転の際には、ふんわりアクセル、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングに気を付ける。

【社内体制】

○省エネルギーのための社内体制を整備する。

- ・省エネルギー担当部署・担当者の設置
- ・省エネルギー委員会などの専門組織の設置
- ・職員への対策周知

○家庭での省エネルギー対策について、職員及びその家族へ周知徹底する。

【生産・営業体制】

○生産・営業体制の合理化により省エネルギーを一層強化する。

【その他】

○電気、ガス、石油機器等の導入は、省エネルギータイプのものを選択する。